

生駒市条例第 2 号

生駒市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 7 年 3 月 1 0 日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

生駒市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年 1 2 月生駒市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第 6 条第 2 項ただし書中「又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 5 号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第 5 条第 2 項のサービス提供責任者」を削り、同条第 5 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第 5 号中「第 8 2 条第 6 項第 1 号」を「第 8 2 条第 6 項」に改め、同項第 6 号中「第 8 2 条第 6 項第 2 号」を「第 8 2 条第 6 項」に改め、同項第 7 号中「第 8 2 条第 6 項第 3 号」を「第 8 2 条第 6 項」に改め、同項第 8 号中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第 2 3 条第 2 項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第 3 2 条第 2 項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第 6 0 条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第 6 3 条第 4 項中「前 3 項」を「第 1 項から第 3 項まで」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

第 6 5 条第 1 項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第 8 条第 1 9 項又は法第 8 条の 2 第 1 5 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第 2 項中「指定居宅サービスをいう」、「指定介護予防サービスをいう」及び「指定地域密着型介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「介護保険施設」の次に「（法第 8 条第 2 4 項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第 7 8 条の次に次の 1 条を加える。

（事故発生時の対応）

第 7 8 条の 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、

当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第79条第2項第5号中「次条において準用する第40条第2項」を「前条第2項」に改める。

第80条中「、第40条」を削る。

第82条第6項を次のように改める。

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定小規模多機能型	前項中欄に掲げる施設等、指定	看護師又は准

居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師
-----------------------------------	--	-----

第 8 2 条第 7 項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第 8 項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第 1 0 項ただし書中「第 6 項各号」を「第 6 項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第 8 3 条第 1 項ただし書中「前条第 6 項各号」を「前条第 6 項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「。）」の次に「若しくは法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第 3 項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（第 1 9 3 条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第 8 5 条第 1 項中「2 5 人」を「2 9 人」に改め、同条第 2 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 通いサービス 登録定員の 2 分の 1 から 1 5 人（登録定員が 2 5 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては 1 2 人）まで

登録定員	利用定員
2 6 人又は 2 7 人	1 6 人

28人	17人
29人	18人

第91条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第106条中「第82条第6項各号」を「第82条第6項」に改める。

第110条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第7項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第111条第1項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第113条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第121条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第130条第9項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第131条ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第133条第4項中「第50条第2項から第6項まで」を「第9条第2項から

第 6 項まで」に改める。

第 1 3 5 条を次のように改める。

第 1 3 5 条 削除

第 1 4 8 条第 2 項第 9 号を削る。

第 1 5 1 条第 4 項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第 8 項第 1 号及び第 1 7 項並びに第 1 5 2 条第 1 項第 6 号並びに第 1 8 0 条第 1 項第 3 号において同じ。）」を加え、同条第 8 項第 1 号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第 1 2 項中「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 5 号）」に改め、同条第 1 3 項中「若しくは指定介護予防サービス等基準第 9 7 条第 1 項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第 1 5 項及び第 1 6 項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の 1 項を加える。

17 第 1 項第 1 号の医師及び同項第 6 号の介護支援専門員の数、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員数は、同号の規定にかかわらず、1 以上（入所者の数が 1 0 0 又はその端数を増すごとに 1 を標準とする。）とする。

第 1 5 2 条第 1 項第 6 号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第 176 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(7) 次条において準用する第 105 条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第 180 条第 1 項第 3 号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第 9 章 複合型サービス」を「第 9 章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第 190 条中「（以下「指定複合型サービス」という。）」を「（施行規則第 17 条の 10 に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）」に改める。

第 191 条第 1 項を次のように改める。

指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多

機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

第191条第3項及び第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第6項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第7項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第8項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第192条第1項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第 1 9 3 条の見出し中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）」を加える。

第 1 9 4 条第 1 項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「2 5 人」を「2 9 人」に改め、同条第 2 項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同項第 1 号を次のように改める。

- (1) 通いサービス 登録定員の 2 分の 1 から 1 5 人（登録定員が 2 5 人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）まで

登録定員	利用定員
2 6 人又は 2 7 人	1 6 人
2 8 人	1 7 人
2 9 人	1 8 人

第 1 9 5 条第 1 項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第 2 項第 2 号イただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第 3 項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第 4 項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第 1 9 6 条の見出し及び同条第 1 項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第 2 項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者に

よる評価を受けて」を「行い」に改める。

第197条の見出し並びに同条各号列記以外の部分並びに第1号及び第2号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第3号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4号中「複合型サービス従業者は、指定複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第5号中「指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第6号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第7号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第8号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第9号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改める。

第198条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第199条の見出しを「（看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成）」に改め、同条第1項中「指定複合型サービス事

業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第２項及び第３項中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第４項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第５項から第８項までの規定中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第９項及び第１０項中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第２００条第１項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第２項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第２０１条第１項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第２項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同項第２号を次のように改める。

(２) 看護小規模多機能型居宅介護計画

第２０１条第２項第５号中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第３項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同項第１号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第２０２条中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「第８２条第６項各号」を「第８２条第６項」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。